

第 80 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題 1 : G7 の Finance Track について

提案者 : オープンソサエティ財団、金昌浩

(背景)

COVID-19 と気候関連災害、ウクライナ戦争によるエネルギー及び食料危機等を背景に途上国の債務危機が深刻化しており、これに対応するため、例えば、バルバドス政府が公表したブリッジタウンアジェンダをはじめ、IMF・MDBs 等の国際金融の構造改革を求める声が出てきている。財務省が公表している G7 ファイナンストラックにおける優先事項に関するコンセプトペーパーにも同様の問題意識が見受けられるが、コンセプトノートに関連して以下の事項についてご質問させていただきたい。

(質問)

1. コンセプトペーパーの 2 ページ目には、MDB's Innovative Effort...can unlock additional resources という記載があるが、財務省としては、具体的にどのような Innovative Effort であれば支持できると考えるのか？例えば、MDBs の Equity to Loan Ratio を 20%（世界銀行の用いている数値）から 15～17%に引き下げるといった手段についてはどのように考えるか。
2. コンセプトペーパーの 2 ページ目には、1000 億ドルの SDR の再配分について努力する必要について述べられている。この点、日本政府としては、既に、20%の SDR の再配分を実施しているところであるが、今後比率をさらに高める（例えば、フランスは最近 30%の SDR の再配分を Pledge した）ことはどう考えるか。また、SDR を PRGT や RST を通じて再配分するのではなく、MDBs を通じて再配分するという手法がアフリカ開発銀行等から提案されているが、財務省としてはこのような提案についてどのように考えているか。
3. Disaster Risk Financing に関して、MDBs や G7 の途上国向け融資において、Natural disaster clauses (NDCs)を設けるべきだという提案が途上国側から高まっている。JBIC の融資において、NDCs を設けることの必要性について現在の議論状況をうかがいたい。
4. コンセプトペーパーの 3 ページ目では、気候変動資金を調達することの重要性が唱われている。この件は、G7 のみならず、6 月にフランスで実施される国際的開発資金取決に係るサミットにおいても議論されるものと認識しているが、財務省として G7 あるいは 6 月のパリサミットで提案したいと考えている資金調達手段はあるか。いわゆる国際連帯税を活用するという手法についてはどのように考えているか。

議題 2 : 化石燃料事業に対する公的支援についての日本政府の立場について

提案者 : FoE Japan 深草亜悠美、「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 田辺有輝

背景 :

2022 年の G7 エルマウサミットで、G7 は 2035 年までに国内電力部門を完全に、もしくは大部分を脱炭素化することや、排出削減対策の講じられていない化石燃料エネルギーセクターへの国際的な公的支

援を 2022 年末までに終了することなどにコミットした。

日本は G7 の中で最大の公的資金を化石燃料事業に提供している。2019 年から 2021 年の 3 年間、日本は化石燃料事業に年平均 100 億ドル以上の公的資金を投じる一方、再生可能エネルギー事業にはその 8 分の 1 にあたる年平均 13 億ドルしか投じていなかった¹。

他方、化石燃料に対する公的資金の流れを食い止める必要性が認識される中、2023 年 3 月 31 日、OECD アレンジメントの参加国は、気候変動に幅広く対処し、グリーン移行を促す観点からアレンジメントの改訂を行うことに合意した。とくに気候変動セクター了解 (CCSU) のスコープを拡大し、CCS やクリーンアンモニアを含めることを発表した²。

水素・アンモニア、CCS といった燃料や技術は、実用化・商用化の見通しが不確実で、排出量削減効果も経済性も疑問視される。日本では主に水素やアンモニアといった燃料は火力発電所での混焼の文脈で語られるが、気候変動対策のためには化石燃料依存から脱却すべきであり、火力発電所を延命させるような混焼などは推進されるべきではない。

以上の背景から、質問する。

- 1) 化石燃料インフラに対する国際公的支援について、カナダ・フランス・英国はすでにそれぞれの国の輸出信用機関による新規支援の停止方針を定め実施しているが、日本政府は昨年のコミットメントを受けた方針転換などを行っていない。先日も JBIC がウズベキスタンにおける LNG 事業へ融資を決定している³。これは排出削減対策の講じられていない化石燃料エネルギーセクターへの国際的な公的支援を 2022 年末までに終了するという G7 のコミットメントに違反していると考えるが、財務省はどうお考えか。
- 2) 上記の JBIC 融資の根拠の一つとして示されているウズベキスタンの 2050 年までの電力セクターのカーボンニュートラルに向けたロードマップ「A Carbon Neutral Electricity Sector in Uzbekistan」⁴は、日本 EBRD 協力基金の支援で作成されている。同ロードマップでは、2021 年～2030 年のガス火力発電の近代化という方針が掲げられているが、他方で 2029 年から 2030 年にかけて再エネの新規導入量を倍増させる極端な変化率に基づいた見積りになっており、ガス火力への支援を当面継続するために試算に無理が生じている可能性が見受けられる。財務省は、このロードマップの実現可能性について、どのような理解をしているか。

¹ Oil Change International “Japan’s Dirty Secret: World’s top fossil fuel financier is fueling climate chaos and undermining energy security” 2022 年 11 月 8 日 <https://priceofoil.org/2022/11/08/japans-dirty-secret/>

² “Participants’ Statement” [https://www.oecd.org/trade/topics/export-credits/documents/Participants%20Statement%20\(3%20April%202023\).pdf](https://www.oecd.org/trade/topics/export-credits/documents/Participants%20Statement%20(3%20April%202023).pdf) 2023 年 3 月

³ 国際協力銀行 “ウズベキスタン共和国シルダリア II 天然ガス焚複合火力発電事業に対するプロジェクトファイナンス” <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2022/0324-017573.html> 2023 年 3 月 24 日

⁴ <https://www.ebrd.com/Carbon-neutral-electricity-sector-in-Uzbekistan.pdf>

- 3) 本年の G7 閣僚会合および首脳会合において、化石燃料に対する国際公的支援の停止について、議長国として日本はどのように取り組みの強化を打ち出す予定か。また気候資金についても追加のコミットメントの予定があればお伺いしたい。
- 4) OECD のリリースでは「as well as a more robust transparency regime and review procedures」との記載がある。これはアレンジメント改訂交渉の透明性を高めるということか。その具体策について教えて頂きたい。
- 5) アレンジメントの改訂についての日本政府の立場についてお伺いしたい。
 - a) 環境的に持続可能なエネルギー生産（environmentally sustainable energy production）の定義。
 - b) クリーン水素とアンモニアの定義。またエネルギーセクターでの利用を含めるのか否か。
 - c) クリーンエネルギー鉱物（clean energy minerals and ores）の定義。

参考：

・水素・アンモニアは燃焼時には温室効果ガスを排出しないが、現在、普及している商業アンモニアの製造方法は、化石燃料を原料としたもので、最新鋭の設備を用いても、1 トンのアンモニアを製造するのに約 1.6 トンの CO₂ が排出される⁵。

・水素・アンモニアのコストの高さについて、BloombergNEF が 2022 年 9 月に発表したレポートによると、クリーンアンモニアを 50%混焼した場合、発電コスト（LCOE）は 2030 年時点でメガワット時あたり少なくとも 136 ドルになると試算されている。専焼では 2050 年時点で 168 ドル以上になる見込みで、いずれも、太陽光や風力といった再生可能エネルギーの LCOE を上回る。これは日本国内における混焼および専焼に関する試算であるが、世界的に再生可能エネルギーのコストが下がっている中、当面、海外においてもアンモニア・水素がコスト的に見合う可能性は低い。

・2023 年 2 月、45 カ国 175 の NGO はガス・石油に対する輸出金融に関する共同ポジションペーパーを発表した。ペーパーでは、OECD アレンジメントがパリ協定との整合性をもつため、すでに発行している石炭火力に対する制約に基づきガス・石油に関しても制限を儲けることを求めている⁶。

⁵ 気候ネットワーク「水素・アンモニア発電の課題 化石燃料採掘を拡大させ、石炭・L N G 火力を温存させる選択肢」

<https://beyond-coal.jp/beyond-coal/wp-content/uploads/2021/10/posision-paper-hydrogen-ammonia.pdf> 2021 年 10 月

⁶ “Civil Society Joint Position: Oil and Gas Restrictions under the OECD Arrangement on Officially Supported Export Credits” 2023 年 2 月 27 日

<https://priceofoil.org/2023/02/27/civil-society-joint-position-oil-and-gas-restrictions-under-the-oecd-arrangement-on-officially-supported-export-credits/>

議題 3：アジアの公正かつ公平なエネルギー移行に向けた国際的な支援枠組み（JETP 及び ETM）と日本政府の方針について

提案者：国際環境 NGO FoE Japan 波多江秀枝、メコン・ウォッチ 遠藤諭子

背景：

アジアのエネルギー移行における石炭火力発電所の早期廃止や脱炭素化支援に係る日本政府の方針については、これまで、市民社会から日本政府に対して声明や要請書を複数回にわたり提出⁷するとともに、第 76 回（2021 年 8 月 27 日開催）及び第 79 回（2022 年 11 月 4 日開催）財務省・NGO 定期協議でも議論を行ってきた。

特に、国際パートナーズグループ（IPG）が支援を行う「公正なエネルギー移行パートナーシップ」（JETP）、またアジア開発銀行（ADB）の主導する「エネルギー移行メカニズム」（ETM）において、石炭火力発電所でのバイオマス、アンモニア、水素の混焼や二酸化炭素回収・貯留（CCS）／二酸化炭素回収・利用・貯留（CCUS）、つまり、「誤った気候変動対策」が支援対象となった場合に、「公正なエネルギー移行」の名の下で、化石燃料利用の延命が図られることに対し市民社会が強い懸念を持っていることをお伝えしてきた。また、JETP 及び ETM の支援スキームの決定・実施・モニタリング過程において、市民社会に対する透明性、情報周知、参加機会、説明責任を十分に確保するよう、繰り返し求めてきている。

前回の財務省・NGO 定期協議の開催以降、JETP 及び ETM については、幾つか具体的な動きがあった。まず、インドネシアにおける JETP について、2022 年 11 月 15 日、米国と日本が共同で主導している IPG とインドネシア政府が「インドネシア JETP に係る共同声明」を公表し⁸、2023 年 2 月 16 日には、同事務局がジャカルタで設立された⁹。その後、「JETP 投資・政策計画（JETP Investment and Policy Plan）」が 6 ヶ月以内、すなわち、2023 年 8 月までを目途に策定される予定となっている。

一方、2022 年 12 月 14 日には、日本を含む IPG とベトナム政府が、「ベトナムとの公正な移行パートナーシップ設立に関する政治宣言」¹⁰を公表した。同宣言によれば、2023 年 4 月までに事務局を設立し、同年 11 月までにベトナム JETP 資金動員計画（JETP-RMP）を策定して公表するとされている。

ETM については、2022 年 11 月 14 日に ETM を活用する第一号案件が発表された。インドネシアのチレボン石炭火力発電所 1 号機（チレボン 1 号機）について、ADB、インドネシア投資公社（INA）、インドネシア国有電力会社（PLN）、及びチレボン・エレクトリック・パワー社（CEP）の間で覚書が締結され、同発電所の早期廃止に向け、ETM を活用して相互協力を進めていくことが確認された¹¹。現在、四者

⁷ <https://foejapan.org/issue/20220921/9361/>,
<https://foejapan.org/issue/20221101/9902/>,
<https://foejapan.org/issue/20221101/9992/>,
<https://foejapan.org/issue/20230302/11703/>

⁸ https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001159.html

⁹ https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/economic_assistance/others/20230227.html

¹⁰ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100434321.pdf>

間で稼働短縮年数や融資条件等を含む具体的な支援スキームに関する交渉が進められるとともに、ADB のセーフガード政策（2009 年）に基づき、外部専門家による「既存施設」に係る環境監査が実施されていると理解している。

質問：

1. ベトナム JETP において、IPG メンバーは今後 3 年から 5 年で少なくとも 115 億ドルの初期資金のうち 77.5 億ドルを公的資金で動員することを決意しているが¹²、このうち ADB 及び国際金融公社（IFC）が担うのはそれぞれいくらか。また、日本政府が予定している拠出額はいくらか。うち、ADB、IFC を通じてはいくらか。

2. ベトナム JETP において「移行が公正かつ公平であるためには、幅広い社会の合意を確保するため、メディア、NGO 及び他のステークホルダーを含む定期的な協議が必要であることに留意する」（政治宣言、パラ 13）とされているが、事務局の設置・運営や JETP-RMP 策定においてステークホルダーとの協議は予定されているか。協議の対象者、その選定方法、場所、日程、開催方法など、具体的にご教示いただきたい。

3. ベトナムでは、石炭火力からクリーンエネルギーへの移行に向けた活動に取り組んでいた複数の NGO 代表が、この 2 年ほど相次いで投獄されている¹³。環境活動家に対する処罰は社会に衝撃を与え、自主的に閉鎖する NGO も出てきており、市民社会スペースが縮小している。また、ベトナムは報道の自由度ランキング¹⁴で下位の常連である（2022 年は 180 ヶ国中 174 位）。つまり、協議の場が設定されたとしても、メディアや市民が自由に、かつ安心して発言・発信できる人権状況ではない。上記政治宣言が示す公正かつ公平な移行の実現に寄与する協議は、表現の自由という基本的人権が確保され、NGO が存在可能で政策提言活動を行えるスペースがなければ不可能であると考えるが、日本政府はそれをどのように確保していくつもりか。

4. インドネシア JETP については、2023 年 2 月にインドネシア・エネルギー・鉱物資源省（MEMR）が JETP 支援対象に化石燃料ガス火力を含めたいとの意向を示したことに對し、インドネシア市民社会から非難の声が上がる¹⁵など、引き続き、その支援対象の中身が注視されている。前回の財務省・NGO 定期

<https://www.adb.org/news/adb-indonesia-partners-sign-landmark-mou-early-retirement-plan-first-coal-power-plant-etm>

¹² ベトナム JETP に係る共同プレスリリース <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100434321.pdf>

¹³ 国連人権高等弁務官事務所・国連環境計画（2022 年 4 月 22 日）“News Release - Viet Nam: UN entities concerned by arrest and sentencing of environmental human rights defenders” <https://bangkok.ohchr.org/vietnam-rights-defenders/>

¹⁴ 国境なき記者団「報道の自由度ランキング」 <https://rsf.org/en/index>

¹⁵ <https://trendasia.org/en/bersihkanindonesia-movement-denounces-governments-proposal-to-include-fossil-gas-in-jetp-energy-transition-scheme/>

協議以降、JETP の支援対象に係る議論が進み、混焼（バイオマス、アンモニア、水素）や CCS/CCUS、またガス関連の支援は JETP の対象外になったと理解しているが、これらを支援対象としないこととなった理由について、ご教示いただきたい。また、混焼や CCS/CCUS、ガスを支援対象としない方針は、ベトナム JETP も同様か。

5. 「インドネシア JETP に係る共同声明」では、JETP 投資・政策計画の策定に関し、「関連する利害関係者と協議しながら、」「計画を策定することによって、公正なエネルギー移行を実現する」（パラ 3. vi.）とされている。JETP 投資・政策計画は、2023 年 8 月までを目途に策定されるという理解であるが、その間、幅広い市民社会の意見を取り入れられるよう、市民社会に対する透明性、情報周知、参加機会、説明責任を十分に確保することが重要である。JETP 投資・政策計画の策定にあたり、特にインドネシア市民社会との協議の場は予定されているか。協議の対象者、その選定方法、場所、日程、開催方法など、具体的にご教示いただきたい。

6. ETM については、チレボン 1 号機が今後のモデルケースとなることから、同案件の ETM 活用に関する市民社会の注目度は高く、さまざまな意見や分析がすでに出されている¹⁶。それに比して、その案件選定過程では市民社会に対する情報公開や参加機会は一切なく、現在に至るまでも、交渉内容や中身は十分に公表されぬまま、極めて不透明なプロセスで進められている。ADB の ETM パートナーシップ信託基金（ETMPTF）など、日本政府からの拠出金も含む公的資金が、チレボン 1 号機への ETM 活用においても一部利用される予定と理解しているが、チレボン 1 号機の稼働短縮年数や融資条件等、早期廃止に向けた具体的なスキームや方策に関する交渉が進められていく過程において、市民社会が適時に情報を入手でき、意見や情報を提供できるよう、つまり、意思決定プロセスに意味ある参加ができるよう、透明性のあるプロセスが確保されるべきであると考えているが、財務省の見解を伺いたい。

7. ETM を活用したチレボン 1 号機の早期廃止に係る覚書締結に関しては、事業者である CEP の筆頭株主である丸紅もニュースリリースを発表している¹⁷。その中で、「今後 4 社で融資条件や代替電源の手配を含めた事業期間短縮による影響緩和策等、諸条件に合意できた場合、チレボン 1 は ETM を採用した石炭火力発電所の事業期間短縮を図る第一号案件となる見込み」と、「代替電源の手配を含めた事業期間短縮による影響緩和策」に言及がなされていることから、CEP が代替電源としてバイオマスやアンモニア、水素の混焼を視野に入れているのではないかとの懸念の声が市民社会から上げられてきた。前回の財務省・NGO 定期協議では、既設の石炭火力発電所の混焼（バイオマス、アンモニア、水素）による再利用（repurposed）について、ADB の「ETM はまだ検討途上のスキームであり、混焼を支援対象に含めることの是非、また可否については検討中」とのことであったが、その後、ETM における「再利用（repurposed）」の定義や ETM の支援対象範囲について、議論は進んでいるか。この議論に関する日本政府の立場につい

¹⁶ <https://foejapan.org/issue/20221114/10287/>, https://fairfinance.jp/media/498136/cirebon_etm_2022.pdf, <https://www.eco-business.com/news/indonesias-cirebon-1-coal-power-project-highlights-gaps-in-adbs-coal-to-clean-etm-scheme/>

¹⁷ <https://www.marubeni.com/jp/news/2022/release/00089.html>

て、また ADB の方針がどのようなものになったかについて伺いたい。

議題 4：豪バロツサガス田開発事業における連邦裁判決を受けた JBIC の対応について

提案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、田辺有輝

背景：

国際協力銀行（JBIC）が支援中の豪州バロツサガス田開発事業において、先住民族の代表者が住民協議や海洋生物への影響緩和策が不十分であるとして豪州の環境当局を訴えていた裁判で、2022 年 12 月 2 日、連邦裁判所は政府側の控訴を棄却した。これを受けて、2023 年 1 月 11 日に当センターを含む環境 NGO4 団体は、財務大臣及び JBIC 総裁宛てに「豪バロツサガス田開発事業における住民勝訴判決を受けての JBIC 対応に関する公開質問状」¹⁸を送付した。本質問書提出時点で、本質問状への回答は得られていない状況である。そこで、以下、質問する。

質問：

1. 本質問の回答が 3 か月以上できない理由は何か。
2. 本事業は裁判の結果、現段階で法令違反の状態となったと理解しているが、財務省及び JBIC の解釈を教えてください。
3. 『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』では、「プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（国政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない」と定められている。また、「借入人やプロジェクト実施主体者が、本ガイドラインに基づき当行が要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合、あるいは、環境レビューに際して借入人等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶことが出融資等の実施後に明らかになった場合に、当行は、出融資契約に基づき、貸付等の実行を停止し、または借入人に期限前償還を求めることがあること」を出融資契約等に反映することが要件となっており、その実施が求められている。本事業は「本ガイドラインに基づき当行が要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合」及び「借入人等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶことが出融資等の実施後に明らかになった場合」の両者に該当すると考えられるが、財務省及び JBIC の解釈を教えてください。
4. 上記に該当する場合、「貸付等の実行を停止し、または借入人に期限前償還を求める」必要があると考えるが、財務省及び JBIC の見解を教えてください。仮に借入人から要請があった場合、JBIC は違反状態が解消するまで貸付実行は行わないという理解でよいか。
5. 貸付実行停止等の対応を取らない場合、法令違反の状況にもかかわらず借入人が JBIC からの融資を受けたり、借入人が誤った情報を提供しているにもかかわらず JBIC からの融資を受けたりすることを容認することになり、モラルハザードを引き起こすことにもなると思うが、財務省及び JBIC の見解を教えてください。
6. 今回のような事態が二度と生じないようにするための再発防止策については、どのような対策を検討しているか。NGO や専門家等の第三者を含めた助言委員会を設置することについての財務省及び

¹⁸ <http://jacses.org/2030/>

JBIC の見解を教えて頂きたい。

議題 5：国際協力銀行（JBIC）支援案件チレボン石炭火力発電事業・拡張計画（2号機）：贈賄事件に係る公的機関としての JBIC による対応及び説明責任について

提案者：国際環境 NGO FoE Japan 波多江秀枝

背景：

国際協力銀行（JBIC）が 2017 年 11 月 14 日以降、貸付実行を継続してきたインドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電事業 拡張計画（2号機、1,000 メガワット）（以下、2号機事業）については、2019 年 4 月から贈収賄疑惑が指摘されてきた。財務省・NGO 定期協議の場でも、第 70 回（2019 年 6 月 10 日開催）、第 71 回（2019 年 10 月 1 日開催）、第 72 回（2019 年 12 月 24 日開催）と継続して JBIC の対応に関する議論を行ってきた経緯がある。

2019 年 12 月時点での 2号機事業の贈収賄ケースの状況としては、元チレボン県知事、そして 2号機事業の EPC 契約者である現代建設（Hyundai Engineering and Construction Co., Ltd.）元幹部の Herry Jung がインドネシア捜査当局である汚職撲滅委員会（KPK）により容疑者認定を受けていた他、2号機事業の事業者であるチレボン・エナジー・プラサラナ社（CEPR）の元上級幹部 2 名ヘル・デワントとテグ・ハリヨノがインドネシア国外への渡航禁止措置を受けていた。その当時、JBIC は第 72 回財務省・NGO 定期協議で、「インドネシア当局による捜査の状況を踏まえ、融資契約に基づいて適切に判断して」いく、また、『公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告』（OECD 贈賄勧告）「などを踏まえ、適切に対応を行っている」と回答しており、貸付実行の停止などの措置はとられていなかったと理解している。

その後、コロナ禍の影響や KPK 内部の問題もあり、同贈収賄ケースの捜査は長引いていたが、2023 年 3 月 14 日、KPK は 2号機事業に係る収賄ケース（70 億 2,000 万ルピア）を含む一連の収賄・マネーロンダリング（総額 642 億ルピア）に関し、元チレボン県知事の起訴に踏み切った。同年 3 月 20 日から公判が開始され、これまでに 6 回の公判が開かれている（2023 年 4 月 11 日時点）¹⁹。

KPK 検察官による起訴状（2023 年 3 月 14 日付）では、2号機事業の収賄について、概ね以下のような内容が含まれている。

- 2016 年、チレボン県知事の公邸で、被告（注：元チレボン県知事）は、CEPR の総務部長（当時）であったテグ・ハリヨノと取締役社長（当時）であったヘル・デワントと面会した。会議の中で、テグ・ハリヨノとヘル・デワントは、CEPR が提出した 2号機事業の許認可取得を迅速化し、抗議活動に対応するために被告の協力を求め、テグ・ハリヨノは総額 10 億ルピアを被告に渡した。
- 2016 年末、ヘル・デワントとテグ・ハリヨノは、現代建設の幹部（当時）であった Herry Jung、Kim Tae Hwa、Am Huh とともに、被告と会談を行った。その際、ヘル・デワントとテグ・ハリヨノは、CEPR の許認可手続きは、その後 Herry Jung が行うことを伝え、被告に許認可手続き

¹⁹ http://sipp.pn-bandung.go.id/detil_perkara

への協力と抗議問題の克服を要請した。さらに、被告の「運営資金」は、Am Huh、Kim Tae Hwa、Herry Jung から提供されることも伝えられた。

- 2017年4月頃、被告が住民の抗議を処理するためとして「運営資金」を要求した。
- しばらくして、AM HUH は、KIM TAE HWA 及び HERRY JUNG とともに、被告及びブブル郡長（当時）と再度会談を行った。その際、「運営資金」として100億ルピアを架空のコンサルティング業務契約の支払いによって提供することが伝えられ、被告はこれを了承した。
- 被告は、ブブル郡長に対し、その義理の息子（注：2号機事業地であるアスタナジャプラ郡の郡長（当時）の義理の息子でもある）が経営するミラデス・インダ・マンディリ社（MIM）が現代建設と架空のコンサルティング業務契約を締結するよう求めた。MIM はコンサルティング業務を行う会社ではなく、一般取引を行っている会社にもかかわらず、被告の依頼はブブル郡長及びその義理の息子によって承諾された。
- 2017年6月上旬、ブブル郡長の義理の息子は KIM TAE HWA に連絡し、e 調達リンクを入手した。その後、義理の息子は、e 調達リンクを通じて、価格見積もりなしで MIM の会社データを送信した。最終的に2017年6月14日22.00（現地時間）に、MIM 取締役社長としてのブブル郡長の義理の息子とチレボン 2号機事業地の現代建設プロジェクトマネージャー（当時）としての AM HUH の間で、2号機事業地における潜在的苦情や地域調整に関する評価、調査、助言の提供などの業務範囲を含むリーガルコンサルティング契約に関する業務契約が締結され、100億ルピアの契約金額が決定した。
- 契約に基づき、「運営資金」は、現代建設名義の CITIBANK N.A INDONESIA の口座から MIM 名義の Bank Mandiri の口座への送金により、2017年6月から2018年10月まで段階的に支払われた。1回目は2017年6月20日に10億8,000万ルピア、2回目は2017年12月19日に21億6,000万ルピア、3回目は2018年3月6日に21億6,000万ルピア、4回目は2018年10月3日に16億2,000万ルピアで、被告は総額70億2,000万ルピアの「運営資金」を現代建設の3名から受領した。

一方、JBIC は「贈賄防止への取り組み」²⁰の中で、「本契約に基づく取引について贈賄の疑いがあると判断される場合等には、通常よりも厳格なデューデリジェンスを実施するなどの適切な措置を取」としている他、「本契約に関して、贈賄行為への関与が認められた場合」には、「（貸付等の実行前）捜査当局への情報提供、融資の拒否、貸出停止、又は融資未実行残高の取り消し」、「（貸付等の実行後）強制期限前弁済」などの適切な措置を取るとしている。また、OECD 贈賄勧告²¹では、「公的な輸出信用支援の供与後」の措置として、「取引に関連して、関係者の一人が贈賄禁止法違反で有罪判決を受けたり、同等の措置を受けた」ことが判明した場合、「国内法に則り、贈賄に責任のない関係者の権利を損なうこと」のない形で、「通常よりも厳格なデューデリジェンスの実施、支払拒否、供与した金額の返済」など適切な措置をとることが勧告されている。

そもそも、チレボン 2号機事業については、生計手段の喪失や環境汚染など地域住民への影響、チレボ

²⁰ <https://www.jbic.go.jp/ja/support-menu/export/prevention.html>

²¹ [https://one.oecd.org/document/TAD/ECG\(2019\)2/En/pdf](https://one.oecd.org/document/TAD/ECG(2019)2/En/pdf)

ン県空間計画への違反と環境許認可の不当な発行など違法なプロセス、反対・懸念の声をあげる住民への嫌がらせや脅迫などの人権侵害、気候変動対策への逆行など、これまでも多くの問題が指摘され、事業の中止が繰り返し求められてきた。40～60%もの供給予備率（2021～2030年）を抱えることが予想されているジャワ・バリ電力系統²²で、2号機事業を実施する必要性自体も疑問視されている。さらに、2022年11月には隣接するチレボン石炭火力発電所1号機の早期廃止に向けた覚書が、事業者（CEPRのみに出資しているJERAを除く）、インドネシア政府、アジア開発銀行（ADB）の間で締結された²³。この動きは、喫緊の課題である気候危機への取組みの必要性を、事業者、インドネシア政府、そしてADBの最大出資国である日本政府も認識していることを示唆している。贈賄も絡む形で不当に進められてきた2号機事業の継続や商業運転開始を正当化する理由は、より一層失われてきていると言える。

質問：

1. インドネシア当局の捜査が進み、2号機事業に係る収賄事件で元チレボン県知事が捜査当局に起訴されたことは大変憂慮すべき事実である。公的資金が供与されている以上、日本のレピュテーションに関わる問題でもあり、JBICはまず2号機事業に対する公的資金の貸付実行の停止措置を取るべきではないか。また、JBICは2号機事業に係る贈収賄について徹底的な事実関係の調査を行い、その調査結果及びJBICの今後の対応について、公的機関としての市民への説明責任を果たすべきと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

2. 2号機事業に係る収賄事件で元チレボン県知事が起訴されたことを受けて、JBICが同事業に係る贈収賄の事実関係について調査を行うにあたっては、事業者（CEPR）、スポンサー（丸紅、JERA）、EPC契約者（現代建設、三菱日立パワーシステムズ（現三菱パワー）、東芝）など事業関係者に聞き取り、関係書類の提出を求めるような方法だけではなく、捜査当局であるKPKを含む第三者からの情報収集、特に起訴状の入手と精査、裁判・公判の進捗状況・予定の把握が不可欠であると考え、財務省の見解を伺いたい。また、元県知事の起訴後、JBICはこれまでにどのような事実関係の調査を行ってきており、今後、どのような事実関係の調査をいつまでに完了させる予定か、その方法及び期間についても伺いたい。

3. 2号機事業に係る収賄事件で元チレボン県知事が起訴されたことを受けて、現状、「本契約に基づく取引について贈賄の疑いがあると判断される場合」に相当することから、JBICとしては少なくとも、「通常よりも厳格なデューデリジェンスを実施する」必要がある状況と理解している。しかし、それに加え、上述のとおり、2号機事業におけるJBICの直接の貸付先であるCEPRの元上級幹部2名が、元チレボン県知事の収賄に絡んで一定の役割を果たしていることが伺える点について、JBICは重く受け止め、貸出停止、融資未実行残高の取り消し、強制期限前弁済を含む適切な措置をとるべきであると考え。少なくとも元チレボン県知事の収賄事件に係る判決が出るまでは、2号機事業に係る貸付実行を一時停止すべきであると考え、財務省の見解を伺いたい。

²² https://ieefa.org/wp-content/uploads/2022/03/Indonesia-Wants-to-Go-Greener-but-PLN-Is-Stuck-With-Excess-Capacity-November-2021_JAPANESE_F.pdf

²³ <https://www.adb.org/news/adb-indonesia-partners-sign-landmark-mou-early-retirement-plan-first-coal-power-plant-etm>